



## 介護保険制度

# 10月からの「全額自己負担」に対策を

### 武田英夫県議が一般質問

武田県議は、介護保険の改悪で今月一日から実施される介護施設の居住費・食費の全額自己負担についてとりあげました。

武田県議は、党国会議員団が「負担増によって必要な介護が受けられない人をつくらぬよう」厚生労働相に緊急に申し入れたことをあげ、「負担増の影響は深刻で、悲鳴のような声が現場からあがっている。国、県、市町村あげて緊急な対応が求められている」と強調。「今回の介護保険」改

正」の最大の問題点は、高齢者の介護保障という観点というよりも財政問題が最優先されているところにある」と指摘し、「十月からの推移の実態を把握し、国、市町村とともに手立てを講じるべきだ」と求めました。

これに対して県の宮崎雅則保健福祉部長は「議員ご指摘のように、実際に制度が施行された後の状況を把握していくことが重要と考えている。各施設の状況を適時把握して、必要に応じて国に提

## 石油高騰から県民の暮らしを守れ

武田県議は、最近の石油高騰で多くの中小企業や農家、消費者に影響が及んでいることを指摘。岡山県が独自でも、①乗車値上げなどの実態調査の実施とその体制の確

立、②重油を使用するハウス農家などの農業者や漁業者への支援、③特に生活保護世帯や高齢・病弱の低所得者への支援策を検討するよう求めました。

## チボリの法的整理を

武田県議は、チボリ問題について、知事が自信を持って推し進めた「高谷改革」でも単年度赤字には至っておらず、「平成十八年度からは県の補助金なしでの黒字化」という目標の実現は至難の技であることを指摘、国の「第三セクターの抜本的見直し」方針に基づき

チボリ事業の法的整理を検討するよう求めました。そして、チボリ事業には、今後選択肢は三つしかありえず、①来年度までの「経営改善計画」の枠組みを基調にした支援の延長、②県議会でも意見が出された公設公営の公園への転換、③法的整理路線、知事が今後ど

九月県議会は、十六日に開会し、十月七日まで二十七日間開かれました。日本共産党岡山県議団は、武田英夫県議が一般質問に立ち、赤坂てる子県議が討論に立ちました。詳細は、ホームページをご覧ください。

言していきたい」と答えました。



県保健福祉部次長らに、党国会議員団が尾辻厚労相におこなった介護保険の緊急申し入れの文書を手渡し懇談する党県議団（9月28日）

の選択肢を選ぶにせよ、①新たな、②巨額の、③長期にわたる、公金投入だけは絶対にしないということを明確にすべきだと追及しました。

石井知事は、法的整理について、チボリ・ジャパソ社が赤字を減らして経

## 県国民保護計画への疑問

武田県議は、岡山県国民保護計画について、日本の平和と安全を守る最大の力は憲法九条であり、先日の六カ国協議で確認された朝鮮半島の非核化、東北アジアの恒久的な平和と安定の実現、さらに日朝平壤宣言に基づく関係正常化の努力、これらを粘り強く積み重ねられたいことこそ、日本の

営改善が進んでい

理由に、新行革指針が示す「法的整理の検討対象となる経営改善が極めて困難な団体」とは考えていないと答弁しました。

平和、岡山県民の安全の保障であることを強調。その上で、①この「計画素案」は前提として、政治の力だけでは防ぎ得ない自然災害と、政治の力で未然に防ぐことができる戦争とを同一視しているのではないか、②日本本土が戦争に巻き込まれる可能性が年々少なくなっていることは政府自身、が語っていることなのに、この計画素案は着上陸侵攻をはじめとした「本土決戦的な構図」が中心となっていること、③一体何を想定しているのか、④計画素案ではNBC攻撃核兵器、生物兵器、化学兵器を想定し、それへの対応として「風下方向を避け、皮膚の露出を極力抑える」としているが、そんな対策で実際に県民を守るのか等、四点の疑問を指摘しました。

## 武田英夫県議の質問項目

- 1 総選挙の結果について
- 2 「地方分権」と「行財政改革」について
  - ・ 教育委員会制度の堅持について
  - ・ 新地方行革指針について
  - ・ 県と市町村との関係について
  - ・ チボリ問題について
- 3 岡山県国民保護計画について
- 4 県民生活の緊急焦点の課題について
  - ・ アスベスト問題
  - ・ 石油高騰問題への県の対応について
  - ・ 介護保険について



## 障害者の自立を阻む 利益負担道入け不当

日本共産党は、総選挙後も、草の根の市民運動と連帯して悪政反対の先頭に立ってがんばっています。

写真は、今月13日に行われた、郵政民営化や障害者自立支援法（障害者福祉の応益負担導入）などに反対するデモ行進（岡山市内）

疑問を指摘しました。

委員会の積極的な視聴を

11月11日(金)	決算特別委員会	10時30分～	11月24日(休)	次世代育成 男女共同参画特別委員会	10時30分～
11月14日(月)	決算特別委員会	10時30分～		行政改革 国体等特別委員会	10時30分～
11月15日(火)	各常任委員会	10時30分～	12月12日(月)	決算特別委員会	10時30分～
11月18日(金)	決算特別委員会	10時30分～		地域振興特別委員会	13時～
11月22日(火)	各常任委員会	10時30分～		環境 危機管理対策特別委員会	13時～
	議会運営委員会	13時～		次世代育成 男女共同参画特別委員会	10時30分～
11月24日(木)	決算特別委員会	10時30分～	12月13日(火)	行政改革 国体等特別委員会	10時30分～
	地域振興特別委員会	13時～		各常任委員会	10時30分～
	環境 危機管理対策特別委員会	13時～	12月15日(休)	議会運営委員会	10時30分～

12月定例県議会は、11月29日開会、12月16日閉会の予定。代表質問は1、2日、一般質問は6、7、8、9日の予定。日本共産党からは、森脇ひさき県議が一般質問、武田英夫県議が討論に立つ予定で。なお、講義・陳情の受付締め切りは11月30日です。

従って、今回の地方自治法改悪に伴う県条例の改正に当たっては、この理念と目的を遵守し、県の施設に指定管理者制度を適用する場合であっても、「公の施設」の公共性や施設の機能を低下させない、また、施設で働く労働者の雇用と労働条件を守る旨を盛り込むことが不可欠だと主張しました。

そして、その具体的な内容の主な点について、最大の問題点は、今回提出された条例改正案のすべての（指定管理者の指定）の条項に、「その管理に係る経費の縮減が図られるものであること」という文言が入っていることであり、これは法改正の趣旨ではなく、「削除すべき」であることなど、五点にわたって指摘しました。

答えました。また、今年度は半期分の予算しかつかなかった小一グッドスタート事業（小学校一年生の生活習慣の確立等のため、教育支援員を配置している制度）については、「来年度も継続したい」と答えました。

今議会では、

国の「新地方行政改革指針」を受けた「第三次行財政改革」の見直しによる職員削減が話題になりました。「削減するのは知事部局の職員だけか」という自民党の質問に知事は、「知事部局の職員削減にとどまらず、教育部門では定数法外の加配教職員、警察部門では警察法外の職員を削減する」などと答弁。大型開発やレジャーランドなどムダな事業によって生じた財政難を理由にして、子どもたちの教育や福祉、安全という県の大事な仕事を切り捨てることは大きな問題だと言わなければなりません。



党県議団は九月二十九日、日本共産党国会議員団提出の「三十人学級法案要綱」を宮野正司教育長に手渡し、懇談しました。森脇ひさき県議は、「法案要項」について説明し、県教育委員会としても三十人学級の実現を国に求めることなどを要望しました。

宮野教育長は、「三十五人学級など単県措置による加配は効果をあげており、引き続き維持したい。子どもの人数が減る時だからこそ質の充実にとりくみたい」と



森脇ひさき県議

7月22日

アスベストによる健康被害対策について、県に緊急申し入れ

党県議団（森脇ひさき県議と田中事務局長）は、七月二十二日、急速に明らかになりつつあったアスベスト（石綿）による健康被害の問題で、県に対し、緊急に申し入れをおこない、県生活環境部の石原康全環境管理監らと懇談しました。

申し入れた内容は、1. 県内の石綿に関する実態調査を緊急・厳密に実施し、公表すること。なかでも学校施設をはじめとする県の施設の調査とその結果の公表を急ぐこと。2. 被害防止対策を徹底すること。3. 希望する住民の健康診断を無条件で実施すること。4. 関係課でつくる庁内連絡会を設置すること。その下に、住民からのあらゆる相談に対応できる「相談窓口」を設置すること。5. 国に対し、①石綿の労

災認定を抜本的に見直すこと、②被害労働者に家族・周辺住民も含めた石綿に関するすべての健康被害者を救済する新たな救済制度（公害健康被害補償法の適用も含む）を早急に実現することを強く要請すること。などです。

討論に立った赤坂てる子県議は、指定管理者制度導入にともなう地方自治法の改悪によっても、指定管理者制度は「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要とみとめるとき」にはじめて適用できるものであるとされていること、また、「公の施設の目的、利用の公平性」を定めた条項では、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする。②普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。③普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない」と規定していることを指摘。



指定管理者制度の条例案は問題多く反対

赤坂てる子県議が討論

30人学級について教育長と懇談



森脇ひさき県議

主な議案の結果

【議案】	共産	自民	民主	公明	結果
岡山県県民プラザ条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○
岡山県交流拠点施設むかし下津井回船問屋条例等の一部を改正する条例	×	○	○	○	○
岡山県犬養木堂記念館条例等の一部を改正する条例	×	○	○	○	○
岡山県看護研修センター条例等の一部を改正する条例	×	○	○	○	○
岡山県総合展示場コンパックス岡山条例等の一部を改正する条例	×	○	○	○	○
岡山県ファーマーズ・マーケット条例等の一部を改正する条例	×	○	○	○	○
岡山県牛窓ヨットハーバー条例等の一部を改正する条例	×	○	○	○	○
岡山県青年の家条例等の一部を改正する条例	×	○	○	○	○

※ ○賛成、×反対  
9月定例県議会は、約2億5000万円の一般会計補正予算案など27議案が提案されました。わが党は、指定管理者制度導入にともなう関係条例改正案8議案に反対し、残りの議案には賛成の態度をとりました。